

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：新明和工業株式会社
- 業者の住所：兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 2 指名停止措置期間：令和7年7月11日から令和7年9月10日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
- 4 事実概要
- 令和7年3月24日、公正取引委員会が、同社を含む3社について、建設業者が発注した特定エレベーター式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不正な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表したものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の3

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～2 略	
（独占禁止法違反行為）	
3 部局の所在する都道府県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第10号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2か月以上9か月以内
4～14 略	